

行政機構の改革に伴う関係条例の整理に関する条例

(つくばみらい市開発審議会条例の一部改正)

第1条 つくばみらい市開発審議会条例（平成18年つくばみらい市条例第95号）の一部を次のように改正する。

第8条中「都市建設部都市計画課」を「都市建設部開発指導課」に改める。

(つくばみらい市立幼稚園保育料徴収条例の一部改正)

第2条 つくばみらい市立幼稚園保育料徴収条例（平成18年つくばみらい市条例第112号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「つくばみらい市教育委員会」を「市長」に改める。

(つくばみらい市ふるさと創生事業推進委員会条例の一部改正)

第3条 つくばみらい市ふるさと創生事業推進委員会条例（平成18年つくばみらい市条例第150号）の一部を次のように改正する。

第7条中「市長公室みらいまちづくり課」を「市長公室企画政策課」に改める。

(つくばみらい市総合計画審議会条例の一部改正)

第4条 つくばみらい市総合計画審議会条例（平成18年つくばみらい市条例第151号）の一部を次のように改正する。

第9条中「市長公室政策秘書課」を「市長公室企画政策課」に改める。

(つくばみらい市国民保護協議会条例の一部改正)

第5条 つくばみらい市国民保護協議会条例（平成18年つくばみらい市条例第156号）の一部を次のように改正する。

第8条中「総務部安心安全課」を「総務部防災課」に改める。

(つくばみらい市男女共同参画推進委員会条例の一部改正)

第6条 つくばみらい市男女共同参画推進委員会条例（平成20年つくばみらい市条例第119号）の一部を次のように改正する。

第8条中「市民経済部市民サポート課」を「市長公室地域推進課」に改める。

(つくばみらい市ラブホテル建築等規制条例の一部改正)

第7条 つくばみらい市ラブホテル建築等規制条例（平成22年つくばみらい市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第16条第6項中「都市計画課」を「開発指導課」に改める。

(つくばみらい市学区審議会条例の一部改正)

第8条 つくばみらい市学区審議会条例（平成24年つくばみらい市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第8条中「教育委員会学校教育課」を「教育委員会学校総務課」に改める。

(つくばみらい市子ども・子育て会議条例の一部改正)

第9条 つくばみらい市子ども・子育て会議条例（平成25年つくばみらい市条例第39号）の一部を次のように改正する。

第8条中「保健福祉部こども福祉課」を「保健福祉部こども課」に改める。

(つくばみらい市いじめ問題対策連絡協議会等条例の一部改正)

第10条 つくばみらい市いじめ問題対策連絡協議会等条例（平成27年つくばみらい市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第8条、第17条及び第23条中「教育委員会学校教育課」を「教育委員会教育指導課」に改める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

平成31年2月27日提出

つくばみらい市長 小田川 浩 印

提案理由

行政機構の改革に伴い、関係条例について整理等を行う必要があるため、この条例案を提出するものです。

つくばみらい市開発審議会条例(平成18年つくばみらい市条例第95号)新旧対照表(第1条関係)

改正案	現行
(庶務) 第8条 審議会の庶務は、 <u>都市建設部開発指導課</u> において処理する。	(庶務) 第8条 審議会の庶務は、 <u>都市建設部都市計画課</u> において処理する。

つくばみらい市立幼稚園保育料徴収条例(平成18年つくばみらい市条例第112号)新旧対照表(第2条関係)

改正案	現行
<p>(保育料の減免)</p> <p>第4条 保育料は、園児が登園しないことが月の初めから月末日までに及ぶときは、当月分の保育料を免除することができる。</p> <p>2 <u>市長</u>は、幼児教育の振興を図るため、園児の保護者に対し、規則で定める場合に該当するときは、保育料を減額し、又は免除することができる。</p>	<p>(保育料の減免)</p> <p>第4条 保育料は、園児が登園しないことが月の初めから月末日までに及ぶときは、当月分の保育料を免除することができる。</p> <p>2 <u>つくばみらい市教育委員会</u>は、幼児教育の振興を図るため、園児の保護者に対し、規則で定める場合に該当するときは、保育料を減額し、又は免除することができる。</p>

つくばみらい市ふるさと創生事業推進委員会条例(平成18年つくばみらい市条例第150号)新旧対照表(第3条関係)

改正案	現行
(庶務) 第7条 委員会の庶務は、 <u>市長公室企画政策課</u> において処理する。	(庶務) 第7条 委員会の庶務は、 <u>市長公室みらいまちづくり課</u> において処理する。

つくばみらい市総合計画審議会条例(平成18年つくばみらい市条例第151号)新旧対照表(第4条関係)

改正案	現行
(庶務) 第9条 審議会の庶務は、 <u>市長公室企画政策課</u> において処理する。	(庶務) 第9条 審議会の庶務は、 <u>市長公室政策秘書課</u> において処理する。

つくばみらい市国民保護協議会条例(平成18年つくばみらい市条例第156号)新旧対照表(第5条関係)

改正案	現行
(庶務) 第8条 協議会の庶務は、総務部防災課において処理する。	(庶務) 第8条 協議会の庶務は、総務部安心安全課において処理する。

つくばみらい市男女共同参画推進委員会条例(平成20年つくばみらい市条例第19号)新旧対照表(第6条関係)

改正案	現行
(庶務) 第8条 委員会の庶務は、 <u>市長公室地域推進課</u> において処理する。	(庶務) 第8条 委員会の庶務は、 <u>市民経済部市民サポート課</u> において処理する。

つくばみらい市ラブホテル建築等規制条例(平成22年つくばみらい市条例第10号)新旧対照表(第7条関係)

改正案	現行
<p>(会議)</p> <p>第16条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。</p> <p>2~5 (略)</p> <p>6 審議会の庶務は、<u>開発指導課</u>において処理する。</p>	<p>(会議)</p> <p>第16条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。</p> <p>2~5 (略)</p> <p>6 審議会の庶務は、<u>都市計画課</u>において処理する。</p>

つくばみらい市学区審議会条例(平成24年つくばみらい市条例第17号)新旧対照表(第8条関係)

改正案	現行
(庶務) 第8条 審議会の庶務は、 <u>教育委員会学校総務課</u> において処理する。	(庶務) 第8条 審議会の庶務は、 <u>教育委員会学校教育課</u> において処理する。

つくばみらい市子ども・子育て会議条例(平成25年つくばみらい市条例第39号)新旧対照表(第9条関係)

改正案	現行
(庶務) 第8条 子ども・子育て会議の庶務は、 <u>保健福祉部こども課</u> に おいて処理する。	(庶務) 第8条 子ども・子育て会議の庶務は、 <u>保健福祉部こども福祉課</u> に おいて処理する。

つくばみらい市いじめ問題対策連絡協議会等条例(平成27年つくばみらい市条例第6号)新旧対照表(第10条関係)

改正案	現行
(庶務) 第8条 協議会の庶務は、 <u>教育委員会教育指導課</u> において処理する。	(庶務) 第8条 協議会の庶務は、 <u>教育委員会学校教育課</u> において処理する。
(庶務) 第17条 調査委員会の庶務は、 <u>教育委員会教育指導課</u> において処理する。	(庶務) 第17条 調査委員会の庶務は、 <u>教育委員会学校教育課</u> において処理する。
(準用) 第23条 第14条から第18条までの規定は、いじめ再調査委員会について準用する。この場合において、第17条中「 <u>教育委員会教育指導課</u> 」とあるのは「総務部総務課」と読み替えるものとする。	(準用) 第23条 第14条から第18条までの規定は、いじめ再調査委員会について準用する。この場合において、第17条中「 <u>教育委員会学校教育課</u> 」とあるのは「総務部総務課」と読み替えるものとする。